

佐賀県規則第18号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第30条</u>の規定により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備するとみなされる者</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本桜 県営住宅</td> <td>三養基郡基山町</td> </tr> <tr> <td>中原 <u>県営住宅</u></td> <td><u>三養基郡みやき町</u></td> </tr> <tr> <td>石貝 <u>県営住宅</u></td> <td><u>三養基郡みやき町</u></td> </tr> <tr> <td>南川原 県営住宅</td> <td>西松浦郡有田町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		本桜 県営住宅	三養基郡基山町	中原 <u>県営住宅</u>	<u>三養基郡みやき町</u>	石貝 <u>県営住宅</u>	<u>三養基郡みやき町</u>	南川原 県営住宅	西松浦郡有田町	略		<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第40条</u>の規定により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備するとみなされる者</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本桜 県営住宅</td> <td>三養基郡基山町</td> </tr> <tr> <td>南川原 県営住宅</td> <td>西松浦郡有田町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		本桜 県営住宅	三養基郡基山町	南川原 県営住宅	西松浦郡有田町	略	
名称	位置																								
略																									
本桜 県営住宅	三養基郡基山町																								
中原 <u>県営住宅</u>	<u>三養基郡みやき町</u>																								
石貝 <u>県営住宅</u>	<u>三養基郡みやき町</u>																								
南川原 県営住宅	西松浦郡有田町																								
略																									
名称	位置																								
略																									
本桜 県営住宅	三養基郡基山町																								
南川原 県営住宅	西松浦郡有田町																								
略																									

改正前			改正後		
別表第3（第21条、第25条関係）			別表第3（第21条、第25条関係）		
名称	位置	1区画当たり使用料月額	名称	位置	1区画当たり使用料月額
昭栄 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,800円</u>	昭栄 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,700円</u>
略			略		
鍋島 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,200円</u>	鍋島 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,100円</u>
兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,600円</u>	兵庫 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,500円</u>
光 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,700円</u>	光 県営住宅駐車場	佐賀市	<u>1,600円</u>
栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内 <u>3,100円</u> 屋外 <u>2,300円</u>	栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内 <u>3,000円</u> 屋外 <u>2,100円</u>
和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,700円</u>	和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,600円</u>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の2第1項第9号の改正規定は、公布の日から施行する。